平成３０年（フ）第２号
北海道稚内市港１丁目４番28号　恵庭荘　１階左
債務者　加藤　京子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第３６号
釧路市春採２丁目16番16号　さわやかハイツＢ号室、申立前の住所釧路市興津３丁目１番11号
債務者　石割　玉緒
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８７号
仙台市太白区郡山６丁目１番16号　ファミール郡山102
債務者　高橋　勝利
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９５号
仙台市青葉区熊ケ根字町一番の四８番地、従前の住所仙台市太白区恵和町34番15号
債務者　岩松由希美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
仙台市青葉区宮町３丁目５番１―301号
債務者　千枝　沙季
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―915号
債務者　天野久美子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―915号
債務者　天野　榮子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
福島県いわき市内郷内町立町35番地　市営住宅３―20
債務者　中野千恵子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２１号
福島県いわき市平字鎌田町17番地の１
債務者　桑原　文雄
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２２号
福島県いわき市平字鎌田町17番地の１
債務者　桑原トヨ子（旧姓四釜）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第５２号
群馬県高崎市新町2145番地６
債務者　岡部　有希
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７１号
千葉県銚子市明神町１丁目176番地
債務者　三橋　里香
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
千葉県旭市ロの703番地２
債務者　多賀　**英**代
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
千葉県銚子市高田町１丁目332番地の１
債務者　木内利佐子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
千葉県山武郡九十九里町西野1784番地１
債務者　藤ヶ谷　真
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
新潟県上越市中通町３番17―25号　県営中通住宅Ｃ棟　25号
債務者　徳永　貢三
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所高田支部